

松崎町告示第 1 1 9 号

松崎町公共交通事業者継続支援金交付要綱を次のように定める。

令和 4 年 1 0 月 1 8 日

松崎町長 深澤 準弥

松崎町公共交通事業者継続支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化する中、公共交通事業者に対し、安定的な事業運営の継続を図るため、予算の範囲内において支援金を交付することに関し、松崎町負担金補助及び交付金に関する規則(昭和 33 年松崎町規則第 2 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乗合バス事業者 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。)第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (2) タクシー事業者 法第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。

(支援対象者)

第 3 条 支援金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 町内に本社、営業所又は案内所(個人事業主においては住所)(以下「営業所等」という。)を置く乗合バス事業者及びタクシー事業者であること。
- (2) 代表者又は役員等に松崎町暴力団排除条例(平成 23 年松崎町条例第 6 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団

員等に該当する者がいないこと。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる区分ごとに定める額とする。

- (1) 乗合バス事業者 乗合バス事業者が町内の営業所等にこの要綱の施行日時点で保有している乗合バス事業に供する車両1台につき10万円。
- (2) タクシー事業者 タクシー事業者が町内の営業所等にこの要綱の施行日時点で保有しているタクシー事業に供する車両1台につき5万円。

2 支援金の交付は、同一事業者について1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松崎町公共交通事業者継続支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業の許可を受けていることを証する書類の写し
- (2) 営業所等が保有する車両数が確認できる書類（車両番号を記した一覧表等）
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 支援金の申請期限は、令和4年12月14日までとする。

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容について速やかに審査の上、支援金の交付を決定したときは、松崎町公共交通事業者継続支援金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、支援金を交付するものとする。

(交付の取消し)

第7条 町長は、前条の規定により交付の決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の全部又は一部を取り消すものとし、既に支給した支援金の返還を命ずることができる。

- (1) 第3条に規定する要件を有しないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請又は不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
- (3) その他町長が相当の理由があると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消したときは、松崎町公共交通事業者継続支援金返還通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
(失効)
- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに給付金の支給確定を受けた者に係るこの要綱の規定は、同日後においても、なお、その効力を有する。